

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、翌日発行)

目 次

◇ 告 示

示

年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（職員厚生課）
 定期種畜検査の実施（畜産課）
 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
 県道の区域の決定（道路課）
 一般国道の区域の変更（〃）
 一般国道の供用の開始（〃）
 県道の使用の開始（〃）
 河川法の規定による二級河川の指定の一部改正（河川課）

告 示

示

鳥取県告示第四百十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号）第二条第六項各号の規定に基づき、年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のとおり定める。
 昭和六十二年五月鳥取県告示第四百五十二号（年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）は、廃止する。

昭和六十三年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

年 齢 階 層	年金補償基礎額の最低限度額	年金補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	三、二二〇円	一〇、二九〇円
二十歳以上二十五歳未満	四、〇一四円	一〇、二九〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、六七二円	一〇、七二〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、二七七円	一三、〇〇九円
三十五歳以上四十歳未満	五、七四〇円	一五、〇八二円
四十歳以上四十五歳未満	五、九二六円	一六、八八六円
四十五歳以上五十歳未満	五、七一九円	一八、三六〇円
五十歳以上五十五歳未満	五、二〇二円	一九、一三三円
五十五歳以上六十歳未満	四、三五九円	一七、五五三円

六十歳以上六十五歳未満	三、三〇三元	一五、九三二元
六十五歳以上	三、二二〇円	一〇、二九〇円

鳥取県告示第四百十六号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和六十三年定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
昭和六十三年 五月二十三日 午前十時から	鳥取市国安 東部家畜市場	乳用牛、肉用牛、 豚及び馬
昭和六十三年 五月二十三日 午後一時から	東伯郡赤碓町大字出上 農林水産省鳥取種畜牧場	"
昭和六十三年 五月二十三日 午後三時から	東伯郡赤碓町大字松谷 鳥取県畜産試験場	"

昭和六十三年 五月二十四日 午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
昭和六十三年 五月二十四日 午後二時から	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	"
昭和六十三年 五月二十五日 午前十時から	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	"
昭和六十三年 五月二十五日 午後一時から	日野郡日野町高尾 鳥取日野農協和牛振興拠点施設	"

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり国府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所
理事 漆 原 康 夫 岩美郡国府町大字中郷二七
昭和六十三年二月二十九日退任
就任した役員の氏名及び住所

理事 河上 武 實 岩美郡国府町大字谷六四
 " 五百川 重雄 " 大字高岡四四一
 " 中河 篤 巳 " 大字中郷三〇九一三
 " 井上 潔 " 大字三代寺一九八一
 " 大橋 幸太郎 鳥取市杉崎三七三
 " 有本 恒夫 " 東今在家二六〇一二
 昭和六十三年三月二十日就任 任期六十四年五月二十二日まで

鳥取県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十三年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉吉福本線	倉吉市東巖城町二二五地先から同町 三〇四地先まで	一八・〇 二一・五	一三〇・〇

鳥取県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十三年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別		区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	変更前	変更後			
三一三号	倉吉市東巖城町二二五地先から 同市見日町三九九地先まで	倉吉市見日町一七七地先から 同町三九九地先まで	一〇・〇 二一・五	一四・八 三五・二	二六八・〇 三六三・〇

鳥取県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十三年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
三一三号	倉吉市見日町一七七地先から同町三九九地先まで		昭和六十三年四月一日

鳥取県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
倉吉福本線	倉吉市東巖城町二二五地先から同町三〇四地先まで		昭和六十三年四月一日

鳥取県告示第四百二十二号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

昭和六十三年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第十二号中西高尾川の項の次に前川の項として次のように加える。

前 川	左岸 東伯郡大栄町大字由良宿字上高江田二六九二番地先 右岸 同町同大字西稲場七〇二番三地先	由良川への合流点
-----	--	----------

第十五号中倉坂川の項の次に今田川の項として次のように加える。

今 田 川	左岸 東伯郡東伯町大字大杉字市倉七九八番八地先 右岸 同町同大字市倉谷口二四八番二地先	洗川への合流点
-------	--	---------

第十六号中瀬戸川の項の次に新川の項として次のように加える。

新 川	八橋川からの分派点	
-----	-----------	--

第三十二号を第三十三号とし、第二十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。
二十四 下市川水系

名 称	区	間
くずくし川	上 流 端	下 流 端
左岸 西伯郡中山町下市字クスクシ三三四番地先 右岸 同町下市字クスクシ三三五番地先		下市川への合流点